

脱炭素経営宣言登録に関するQ A

宣言登録の要件について

Q 1 営業所は明石市内ですが、本社が明石市外の場合、登録できますか。

A 1 市内に営業所や事務所などの活動拠点がある場合、営業所や事務所単位で登録できます。

Q 2 個人事業主も登録できますか

A 2 登録できます。

宣言書の提出について

Q 3 取組項目について、「すぐに取り組む」と「取り組んでみたい」の違いは何ですか。

A 3 「すぐに取り組む」は、概ね 1 年以内に取り組む予定がある項目を選択してください。「取り組んでみたい」は、現時点で具体的な予定はないものの、取り組みに関心があったり、長期的に取り組んでいきたいと考えている項目を選択してください。

Q 4 すでに取り組んでいる項目はどうしたらよいですか。

A 4 「すぐに取り組む」の項目を選択してください。

Q 5 「すぐに取り組む」を 3 つ以上、取り組んでみたい内容を含めて 6 つ以上選ぶことが条件になっていますが、「すぐに取り組む」を 6 つ以上選んだ場合、条件を満たしますか。

A 5 条件を満たします。

Q 6 取り組むにあたり、特に支援が欲しい項目は、必ず選択しなければいけませんか。

A 6 選択は必須ではありません。何らかの支援が欲しいと思われる場合、選択してください。

Q 7 「すぐに取り組む」を選んだ場合、必ず実施しなければいけませんか。実施できなかった場合、何かペナルティはありますか。

A 7 実施義務も、ペナルティもありません。サポーターの支援を受けながら、引き続き取り組みを進めてください。

Q 8 取り組む上での課題、希望する具体的な支援はどのようなことを記載すればよいですか。

A 8 記載例を参考に記載してください。詳しく記載いただくほど、サポーターが適切な支援を判断しやすくなります。自社がどのようなところでつまづいているか、どのような支援があれば課題を乗り越えられるかとい

う視点を踏まえ、ご記載ください。

Q 9 宣言書の情報は、どこまで公表されますか。

A 9 宣言事業者名のみ、市ホームページ等で公表します。

Q 10 宣言書の情報は、あかし脱炭素経営サポーターへどこまで共有されますか。

A 10 あかし脱炭素経営サポーターが適切な支援を紹介したり、提供したりできるように、基本的には、宣言書に記載している情報はすべてサポーターへ共有します。

宣言後の取組について

Q 11 宣言後、どのように取組を進めればよいですか。

A 11 あかし脱炭素経営サポーターの支援メニューを共有しますので、自社のニーズに合うメニューを確認いただき、関心がある場合、各サポーターに問い合わせください。また、サポーターからもさまざまな情報提供やアプローチがありますので、必要に応じてご相談ください。

その他、困っていることがありましたら、随時、事務局（明石市環境創造課）までご連絡ください。

Q 12 登録後に、自社の状況の変化などにより、取組内容や受けたい支援を変更したい場合、どうしたらよいですか。

A 12 事務局までご連絡いただいたうえ、変更点について改めて登録をします。

Q 13 表彰を受けるにはどうしたらよいですか。

A 13 現在、制度の設計中ですので、決まり次第、登録事業者のみなさまにご案内します。